

秋田県告示第404号

秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年秋田県条例第61号）第9条第1項の規定により、水源森林地域を次のとおり指定し、令和5年9月29日から施行する。

令和5年9月29日

秋田県知事 佐竹 敬久

| 市町村 | 名称               | 土地の区域              | 水源森林地域指定図                     |
|-----|------------------|--------------------|-------------------------------|
| 鹿角市 | 鹿角市水源森林地域        | 鹿角市86林班            | 鹿角市水源森林地域指定図に示すとおりとする。        |
| 大仙市 | 大仙市（西仙北地区）水源森林地域 | 大仙市（西仙北地区）25林班     | 大仙市（西仙北地区）水源森林地域指定図に示すとおりとする。 |
| 仙北市 | 仙北市（西木地区）水源森林地域  | 仙北市（西木地区）49林班、52林班 | 仙北市（西木地区）水源森林地域指定図に示すとおりとする。  |

（各水源森林地域の「指定図」は省略し、その図面及び関係書類を、秋田県農林水産部森林資源造成課、関係地域振興局農林部森づくり推進課、関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）